

吹田市消防団のしおり



令和4年作成
令和7年改訂

目 次

I 消防団の概要

1	消防団の役割	1
2	消防団員の身分	1
3	消防団員の階級	1
4	消防団員の権限	2

II 吹田市消防団について

1	吹田市消防団の組織	3
2	吹田市消防団の主な活動	4
3	各種報酬	5
4	退職報償金	5
5	公務災害補償	6
6	福祉共済制度	6
7	管轄区域	7～9
8	災害出動指令及び災害メール配信	10
9	吹田市消防団協力事業所表示制度	11
10	吹田市学生消防団活動認証制度	12
11	機能別消防団員（勤務地団員）の入団制度	13
12	消防団と消防本部との関係	13

III 入退団等 人事異動時の処理

1	入団	14
2	退団	14
3	昇任・降任	14
4	休団	14
5	復職	14

IV 消防団に関する質問集

V 消防団の人事に関する様式集

I 消防団の概要

1 消防団の役割

消防団は地域に密着し、他の自主防災組織、水防団、地方公共団体及び国などと相互に連携・協力を図りながら地域防災に取り組む中核的な役割を担っています。災害発生時には、即時に対応することができる地域密着型の消防機関です。また、消防団が中心となり地域住民の防災に対する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進することにより、地域の防災体制の強化を図ることが求められています。

2 消防団員の身分

(1) 非常勤の地方公務員

消防団員は、それぞれが職業や学業を持ちながら、災害時等には消防団員として活動します。その身分は、非常勤の地方公務員とされており、市町村の条例により、定められています。

(2) 消防団員の要件

ア 消防団長

消防団の長は消防団長であり、消防団員を指揮監督します。消防団長は、消防団の推薦に基づき、市町村長が任命します。

イ 消防団員

消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が、市町村の条例に基づき任命します。

3 消防団員の階級

消防団員の階級は「団員」、「班長」、「部長」、「副分団長」、「分団長」、「副団長」、「団長」の7つの階級が設けられています。

階級章							
階級名	団員	班長	部長	副分団長	分団長	副団長	団長

4 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

(1) 立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のために特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。(消防法第4条の2第1項)

(2) 情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。(消防法第25条第3項)

(3) 優先通行権及び緊急通行権

ア 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。(消防法第26条第1項)

イ 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空き地等を通行することができます。(消防法第27条)

(4) 消防警戒区域の設定

火災現場において消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める者以外の者に対して、その区域から退去を命じたり、その区域の出入り禁止、制限をすることができます。(消防法第28条第1項)

(5) 緊急措置権

消防団員は、緊急の必要があるときは、火災現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助、その他の消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

Ⅱ 吹田市消防団について

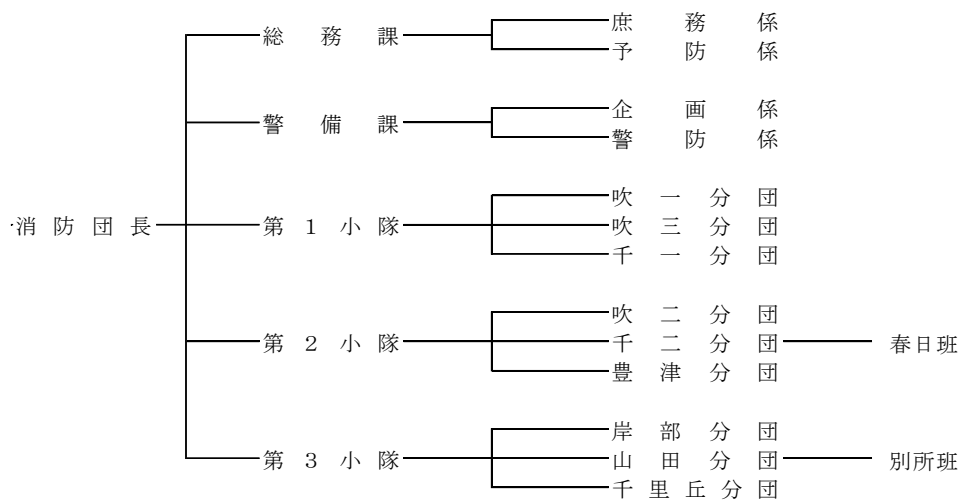
1 吹田市消防団の組織

吹田市消防団は、消防団本部と第一小隊、第二小隊及び第三小隊で組織され、それぞれの小隊には3つの分団が所属しており、第二小隊の千二分団及び第三小隊の山田分団には、春日班、別所班が所属しています。

9分団及び2班は、それぞれ定められた出動区域内で発生した火災現場等に出動し、常備消防隊と協力し、消火や自然災害等での現場活動を行います。

本市では女性消防団員も入団することが可能で、その活動は一般団員と同様に火災、自然災害等に出動し、災害現場の最前線で活動します。

(組織図)



本市では、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから任命されます。

(吹田市消防団条例第4条)

- ①本市に居住し、勤務し、又は通学していること。
- ②18歳以上であること。
- ③職務の遂行に必要な熱意を有し、健康であること。



2 吹田市消防団の主な活動

月	行 事 名	内 容
5 月	基礎教育訓練 (学校教育)	地域防災の担い手として、消防防災に関する基礎的な技術、知識、規律等を学びます。
	交通安全講習会	消防車両の安全な運行を行うため、講習会に参加し、交通事故防止について学びます。
7 月	応急手当普及員講習	応急手当や心肺蘇生法についての必要な知識や技術を習得します。
8 月	三島地区支部総合訓練	所属する三島地区支部の輪番に基づき、消防ポンプ車操法、各個訓練、小隊訓練（行進訓練）を行い、総合訓練にて各市町が日頃の訓練成果を披露します。
9 月	大阪府消防大会	消防ポンプ車操法の実施年度に大会に三島地区支部を代表し、出場します。見事、大会で優勝すれば、大阪府の代表となり、全国大会に出場することとなります。
11 月	秋季火災予防運動	11月9日～15日までの間、全国一斉に火災予防運動が行われ、本市では防火啓発広報や消防職員との合同訓練を実施します。
	ポンプ性能試験	火災現場で使用するポンプ車や小型可搬式ポンプの性能試験を実施し、異常がないかを確認します。
12 月	機械器具特別点検	全ての消防車両や無線機器、装備品についての点検を行い、異常がないかを確認します。
	年末消防警備	年末の28日～31日までの間、地域の火災予防のため、管内を巡回し警備を実施します。
1 月	消防出初式	新年を迎え、新たに「市民の安全・安心を守りぬく」という決意をもって、消防の規律や魅力を市民に伝える行事です。
3 月	春季火災予防運動	3月1日～7日までの間、全国一斉に火災予防運動が行われ、本市では防火啓発広報や消防職員との合同訓練を実施します。（秋季と同様）
その他の行事	月例訓練	各分団・班にて毎月訓練を実施し、技術や知識を習得します。
	地域でのイベント	地域自治会等のイベントに積極的に参加し、防火防災の啓発や、地域住民との繋がりを大切にしています。

3 各種報酬

令和4年4月1日現在

区 分	支給単位	金 額	備 考
月額報酬	月	18,700 円	団長 1 人につき
		13,400 円	副団長 1 人につき
年額報酬	年	73,200 円	分団長 1 人につき
		59,100 円	副分団長 1 人につき
		46,200 円	部長 1 人につき
		41,100 円	班長 1 人につき
		36,500 円	団員 1 人につき
出動報酬	1 回	災害現場に出動し、業務に従事した者に支給	
		4,800 円	4 時間以内
		8,000 円	4 時間を超、8 時間以内
		8,000 円 + α 円	8 時間を超える場合、4 時間以内ごとに 4,000 円を加算
訓練報酬	1 日	3,500 円	訓練に出動し、業務に従事した者に支給
警戒報酬	1 日	3,500 円	警戒活動に出動し、業務に従事した者に支給
技術報酬	年	36,300 円	機関員として、消防ポンプ自動車の整備をする者に支給
		18,200 円	機関員として、小型動力ポンプの整備をする者に支給

4 退職報償金

退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した団員に、その勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額が支給されます。

退職報償金支給額表（令和7年度現在）

単位：円

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

5 公務災害補償

非常勤の消防団員が公務上の災害を受けた場合に吹田市が団員に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るための制度があります。

【公務災害補償の種類】

(1) 療養補償

負傷や疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等必要な治療を行い、療養費用を支給します。

(2) 休業補償

負傷や疾病にかかった場合に、療養のため本職の業務に従事することができず、給与や業務上の収入が得られない場合に支給します。

(3) 傷病補償年金

負傷や疾病にかかった場合に、療養の開始後1年6か月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、年金を支給します。

(4) 障害補償

負傷や疾病にかかった場合に、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害等級第1～7号までの者には年金として、障害等級が第8～14級までの者には一時金として支給します。

(5) 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金を受給する原因となった障害のうち、常時又は随時介護を要する状態にある者が、介護を受けたための費用を支出した場合にその費用を支給します。

(6) 遺族補償

団員が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給します。

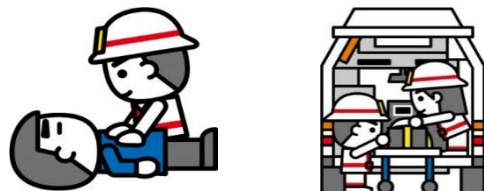
(7) 葬祭補償

団員の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して支給します。

6 福祉共済制度

消防団員が死亡し又は障害を受けた場合等に、団員、その家族の生活を守る制度に加入しています。

この制度は死亡や障害以外にも入院見舞金として公務・公務外を問わず、7日以上入院をした場合に1日あたり1,500円が支払われます。(120日限度)



7 管轄区域

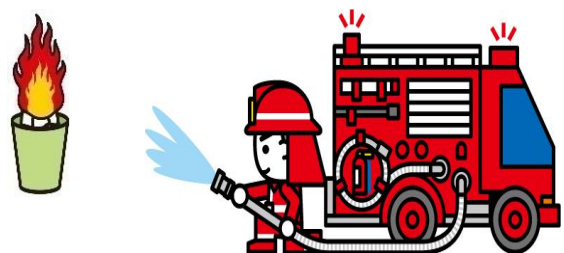
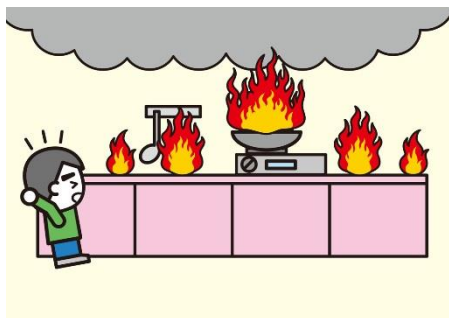
吹田市消防団の所在地及び管轄区域は以下のとおりです。

名称	位置	管轄区域
吹一分団	吹田市内本町3丁目6番12号	川岸町、中の島町、西御旅町、東御旅町、内本町1丁目から3丁目まで、寿町1丁目及び2丁目、南清和園町、清和園町、元町並びに朝日町の区域
吹二分団	吹田市泉町1丁目50番1号	南吹田1丁目から5丁目まで、穂波町、南金田1丁目及び2丁目、金田町、泉町1丁目から5丁目まで、西の庄町並びに出口町の区域
吹三分団	吹田市高城町6番17号	南高浜町、高浜町、高城町、日の出町、川園町、南正雀1丁目から5丁目まで、吹東町、幸町、末広町、昭和町、目俵町及び平松町の区域
千一分団	吹田市片山町4丁目5番1号	片山町1丁目から4丁目まで、天道町、山手町1丁目から4丁目まで、朝日が丘町、藤が丘町、原町1丁目から4丁目まで、上山手町及び竹谷町の区域
千二分団 (春日班)	吹田市千里山西5丁目29番27号	円山町、千里山西1丁目から6丁目まで、千里山東1丁目から4丁目まで、千里山霧が丘、千里山星が丘、千里山虹が丘、千里山松が丘、千里山高塚、千里山月が丘、佐井寺南が丘、佐井寺1丁目から4丁目まで、春日1丁目から4丁目まで並びに千里山竹園1丁目及び2丁目の区域
豊津分団	吹田市江坂町3丁目100番1号	広芝町、江の木町、芳野町、豊津町、垂水町1丁目から3丁目まで及び江坂町1丁目から5丁目までの区域
岸部分団	吹田市岸部北5丁目2番2号	岸部南1丁目から3丁目まで、芝田町、岸部新町、岸部中1丁目から5丁目まで、岸部北1丁目から5丁目まで、五月が丘南、五月が丘西、五月が丘東及び五月が丘北の区域

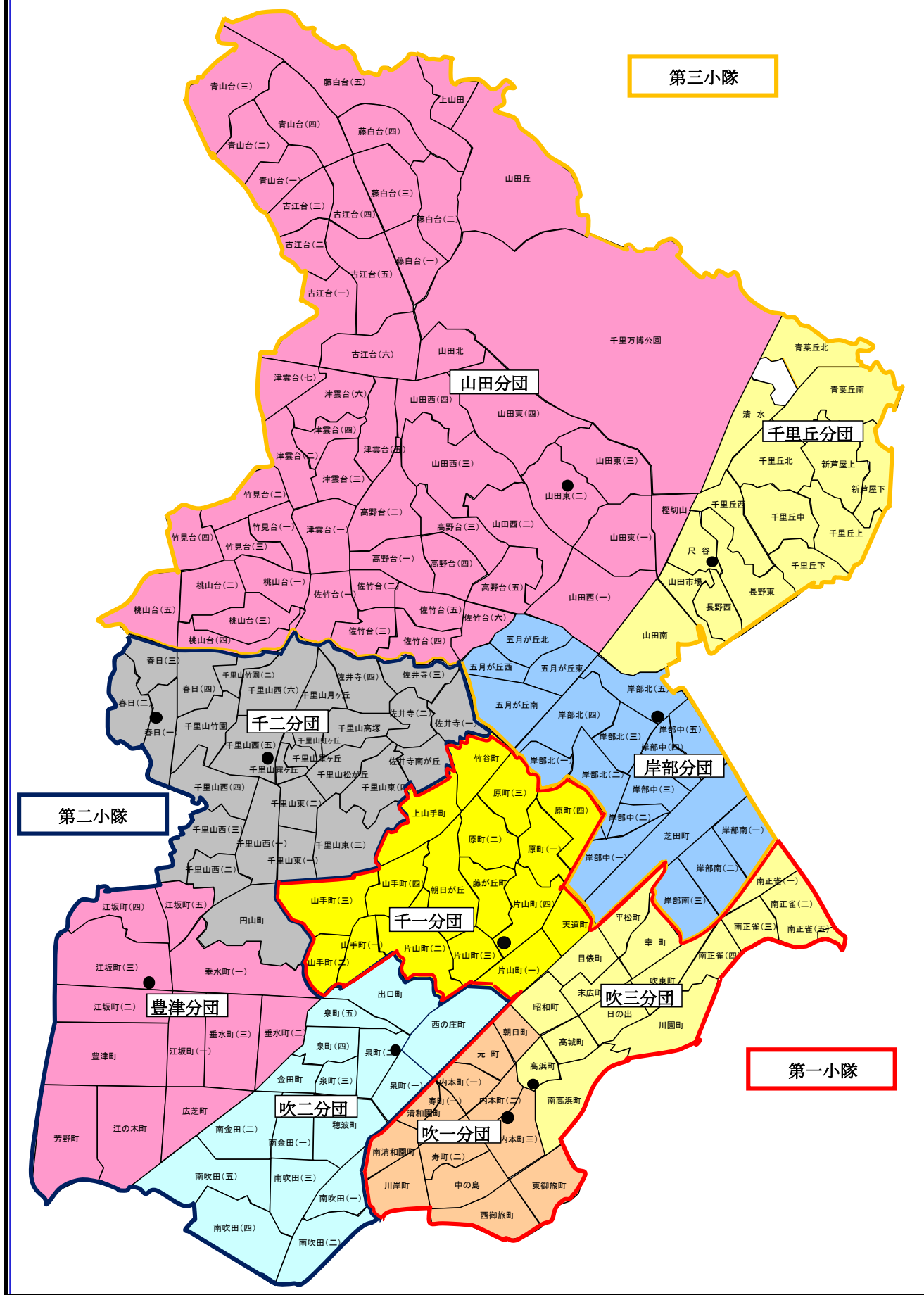
山田分団 (別所班)	吹田市山田東2丁目33番1号	桃山台1丁目から5丁目まで、佐竹台1丁目から6丁目まで、高野台1丁目から5丁目まで、竹見台1丁目から4丁目まで、津雲台1丁目から7丁目まで、古江台1丁目から6丁目まで、藤白台1丁目から5丁目まで、青山台1丁目から4丁目まで、山田西1丁目から4丁目まで、山田東1丁目から4丁目まで、樫切山、千里万博公園、山田北、山田丘及び上山田の区域
千里丘分団	吹田市尺谷5番15号	山田南、山田市場、尺谷、長野西、長野東、千里丘下、千里丘上、千里丘中、千里丘西、千里丘北、新芦屋下、新芦屋上、清水、青葉丘南及び青葉丘北の区域

吹田市を9分団の管轄に分けており、所属分団の管轄はもちろん隣接している区域も出動しています。(第1出動)

また、火災の規模が大きく出動した隊では対応が困難な場合はさらに出動要請を行い、消火作業や避難誘導、水損防止作業等にあたります。(第2出動)



管轄区域 地図



8 災害出動指令及び災害メール配信

火災出動時には下記の方法により指令が届きます。

順次指令は必須登録、災害メールは任意登録としていますが、災害メールでは出動時に災害点の地図などが確認出来ることなど活動する上で有効な覚知手段となります。

(1) 順次指令（自動音声電話）による指令

これは自動音声電話による火災指令のことです。

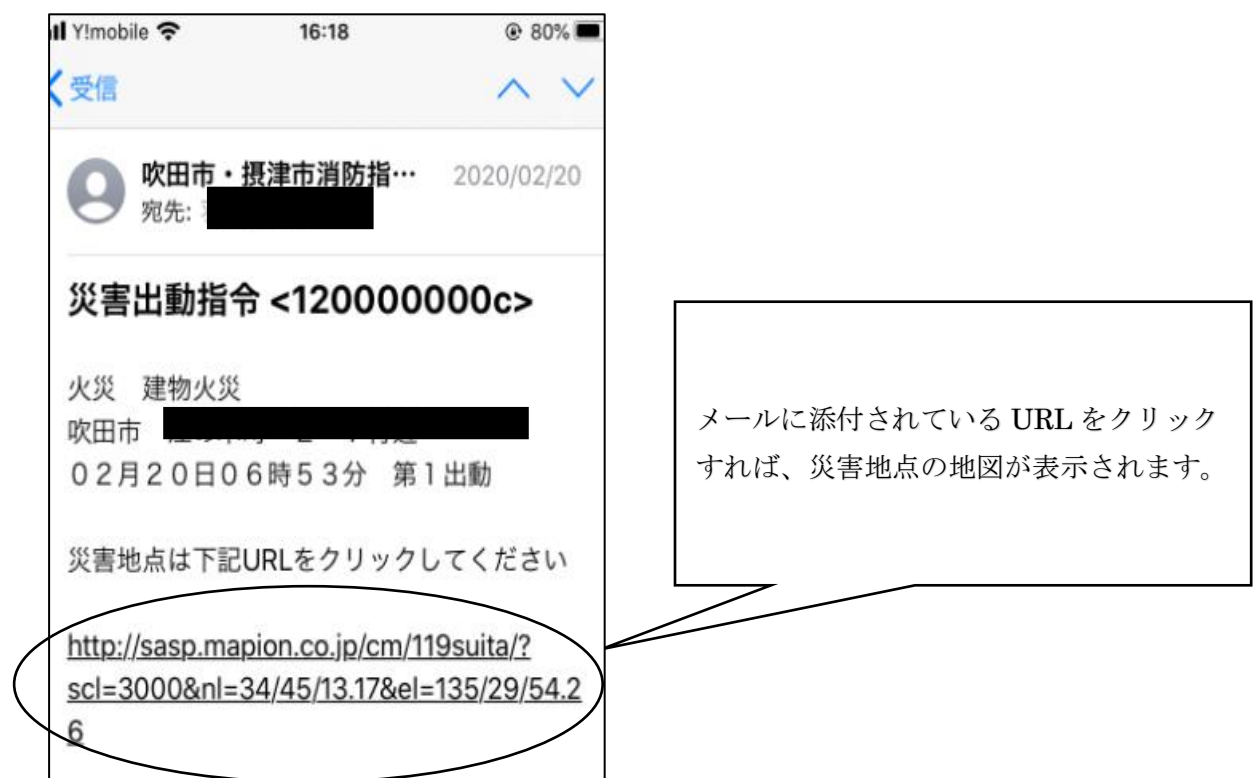
例.「こちらは吹田市消防本部です。只今、〇〇町〇〇番付近で火災が発生しています。直ちに出動してください」

(2) 災害メールによる指令

これはメール配信による火災指令のことです。

このような災害メールが届きます。

メールを確認することで災害地点の地図が表示され、自宅や職場からも直接、火災現場に出動することが可能です。



9 吹田市消防団協力事業所表示制度

吹田市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、その貢献を社会的に評価して、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とした制度です。

(消防団協力事業所認定基準)

- ・従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- ・従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- ・災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- ・従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- ・その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の例)



【備考】

1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：68%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

10 吹田市学生消防団活動認証制度

真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下、「大学生等」という。）について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とした制度です。

(対象者)

対象者は大学生等で、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行えば対象者となります。

(認証状の例)

吹田市学生消防団活動 認証状			
様			
あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。 (活動内容)			
令和 年 月 日		印	
吹田市長			

1 1 機能別消防団員（勤務地団員）の入団制度

吹田市消防団条例第4条に明記されているとおり、居住地が他市の場合でも勤務地が本市であれば、吹田市消防団への入団が認められており、平成24年9月1日より、機能別消防団員（勤務地団員）の入団制度を導入しています。

入団するにあたり、吹田市に在住している場合との違いは、勤務時間中に火災や風水害などが発生すれば、出動することがあるため、事業主への承諾が必要になります。

任期期間は入団願が提出された翌月1日から勤務地が吹田市外となる日又は本人から退団願が提出されるまでの間となります。

勤務地団員を確保することで、他市での勤務のため不在となる団員の代わりに本市の消防力を維持することが出来ます。

（吹田市消防団条例第4条）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①本市に居住し、<u>勤務</u>し、又は通学していること。②18歳以上であること。③職務の遂行に必要な熱意を有し、健康であること。 |
|--|

1 2 消防団と消防本部との関係

消防団と消防本部との関係は法律上、ともに市町村の消防機関であるが、形式上は職員の任免等の行政面は切り離された独立の機関です。

しかし、実質的現場活動面においては、消防組織法第18条第3項にある「消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。」とされています。

これは、消防行動を迅速かつ効果的に行うため、指揮系統の一元化を図ったものであり、言い換えれば、消防団は災害現場においては、消防長又は消防署長の大綱の指揮命令により消防行動を行うこととなります。すなわち、この現場指揮については、個々の団員に直接命令するものではなく、消防団長又は災害現場における消防団の上席指揮者を通じて行われるべきとされています。



指揮権の是非よりも、現有の消防機能を最大限に活用して災害を防除し、被害を軽減するため、いかにして、消防職員と消防団員が、相互に協力し、最も効率的に活動して消防の任務を完遂し、目的を達成することができるかにあります。

消防団と消防本部は別々の団体ではありますが、目的が同じ共存共栄の機関であるとされています。

Ⅲ 入退団等 人事異動時の処理

1 入団

吹田市消防団への入団は吹田市消防団条例第4条の要件を満たす者で、基本的には居住地、勤務先、通学先の管轄の分団に入団することになりますが、希望する分団があれば、入団希望先の分団長が面談及び必要に応じて体力測定（吹田市消防団体力測定実施基準をもとに）を実施し、健康面を確認したうえで推薦を行い、団長の任命を受ければ、入団することが可能です。入団時には以下の書類の提出が必要です。

【入団に必要な書類】

- 様式1 消防団入団願 （入団希望者 本人記載）
- 様式2 消防団員履歴書 （入団希望者 本人記載）
- 様式3 誓約書 （入団希望者 本人記載）
- 様式4 健康管理問診票 （入団希望者 本人記載）
- 様式5 口座振込依頼書 （入団希望者 本人記載）
- 様式6 消防団入団について （分団長記載）

2 退団

自己都合や吹田市消防団条例第4条の要件を満たさなくなる等で退団する場合には以下の書類の提出が必要です。

【退団に必要な書類】

- 様式7 消防団退職願 （退職者 本人記載）
- 様式8 消防団員の退職について （分団長記載）

3 昇任・降任

必要に応じて、昇任・降任を行う場合には以下の書類の提出が必要です。

【昇任に必要な書類】

- 様式9 消防団員の昇任について（推薦） （分団長記載）

【降任に必要な書類】

- 様式10 消防団員の降任について （分団長記載）

4 休団

長期出張や私病などにより、消防団活動に長期間、参加できず休団する場合には以下の書類の提出が必要です。

【休団に必要な書類】

- 様式11 休団届 （休団者 本人記載）

5 復職

休団から復職する場合には、以下の書類の提出が必要です。

【復職に必要な書類】

- 様式12 復職願 （復職者 本人記載）

IV 消防団に関する質問集

Q：消防団と消防署ってどう違うの？

A：消防署は、常備の消防職員が常時消防業務に専念しているのに対し、消防団は日頃は各々の職業（サラリーマン・自営業）を持ちながら、災害等の際には消防団員として、その対応に当たるのが、一番の違いです。

Q：消防団員は全国でどれくらいいるの？

A：現在（令和3年4月）全国の消防団員数は約80万人が在籍し、地域のために活動しています。吹田市では250人の定数が定められています。

Q：火災や災害が起きたら、消防団はどんな活動をするの？

A：常備の消防職員と協力して消火活動を行ったり、風水害の際は、水位の警戒パトロールや倒木処理、土のう積み等、様々な災害対応を行います。

Q：災害時以外にも活動はあるの？

A：災害対応のための訓練、機械の点検整備や火災予防の啓発活動など、災害時以外にも地域のための活動を行っています。

Q：訓練等はいつ行っているの？

A：消防団員は、仕事が休みの日や仕事が終わった後などに集まって、訓練等を行っています。

V 消防団員の人事に関する様式集



様式 1

吹田市消防団長 様

令和 年 月 日
(年)

現住所 _____

氏名 _____ ⑩

昭和
平成 年 月 日生
(年)

消 防 団 入 団 願

私は、吹田市消防団 分団の団員として入団したく存じますの
で、下記必要書類を添えお願い申し上げます。

記

- 1 消防団員履歴書（様式 2）
- 2 誓約書（様式 3）
- 3 健康管理問診票（様式 4）
- 4 口座振込依頼書（様式 5）

様式 2

消防団員履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな			
氏 名			
生年月日	和暦	血液型	性別
	年 月 日生 (満 歳)		男 ・ 女
携帯電話番号		E-MAIL	
自宅電話番号	※火災メールに登録するアドレスを記入		
現住所 〒			
勤務先名称（学校名称）		電話（ ）	
勤務先（通学先）住所 〒		—	

写真を貼る位置

1. 縦 36～40 mm
横 24～30 mm

2. 本人単身胸から上

※データ貼り付け可

免許・資格

入団の動機

取得した年月	免許・資格の内容	

家族構成（本人以外）

氏名	続柄	氏名	続柄

緊急時連絡先（本人以外）

氏名	続柄	電話番号（携帯電話等、緊急時の連絡先）	備考

学歴（最終学歴）

学校名

職歴

職名	期間
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日

消防関係職歴

職名	期間
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日

誓 約 書

私は、次のことを誓約し、吹田市消防団に入団を志願します。

【誓約事項】

- 非常勤特別職の地方公務員である吹田市消防団員として自覚を持って行動します。
- 消防団に入団することについて、家族、勤務先又は学校の同意を得ています。
- 消防団幹部の指揮指導のもと、分団員と一致団結しチームワークを保ち団体行動をします。
- 消防団運営を阻害し、若しくはその活動能率を低下させる行動は取りません。
- 吹田市消防団条例第 5 条の欠格事由には該当しておりません。

(欠格事由)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 吹田市消防団条例第 13 条の禁止行為を行いません。

(禁止行為)

第 13 条 団員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職務に関連して財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又はこれらを求めること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (3) 消防団又は団員の名義をもつて政治活動を行い、又は他人の紛争に関与すること。
- (4) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄附を求め、又は営利行為をすること。
- (5) 消防団の設備及び資材を職務以外の目的に使用すること。

令和 年 月 日

氏 名

印

様式 4

健康管理問診票

ふりがな		性 別
氏 名		男 ・ 女
入団希望先の所属		

※本問診表は消防団入団時の健康確認のために使用するものであり、他の目的では使用しません。

1	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	はい ・ いいえ
2	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	はい ・ いいえ
3	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	はい ・ いいえ
4	医師から、貧血といわれたことがありますか。	はい ・ いいえ
5	上記以外の既往歴（手術歴・入院歴）がありましたらご記入下さい。	
6	喫煙状況についてお尋ねします。当てはまるものに○をお付け下さい。 ① （ 現在たばこを吸っている・過去に吸ったことがある・一度も吸ったことがない ） ② 喫煙歴 1 日 本位 歳から 歳まで	
7	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週に 2 日以上、1 年以上実施していますか。	はい ・ いいえ
8	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施していますか。	はい ・ いいえ
9	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどれくらいですか。	毎日 ・ 時々 飲まない（飲めない）
10	睡眠で休養が十分にとれていますか。	はい ・ いいえ
11	※女性の方のみ御記入ください。	
	・ 現在妊娠中又は妊娠の可能性がありますか。	はい ・ いいえ
	・ 未就学児のお子様はいますか。	はい ・ いいえ

口 座 振 込 依 頼 書

年 月 日

吹 田 市 会 計 管 理 者 宛

依頼人 住所

氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

給与・報酬・報償費・旅費の支払いについては、下記の口座を登録し、振込みをしてください。

記

振		込		先	
		銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 出張所
預 金 種 別		口 座 番 号			
普 通 ・ 当 座					
(フリカゝナ)					
口座名義 (本人名義)					

* 所属記入欄

所属名 担当者名	
-------------	--

* 会計室記入欄

番 号	会計年度システム ・ 財務会計システム	新規 ・ 変更
-----	---------------------------	---------------

吹田市消防団長 様

令和 年 月 日
(年)

吹田市消防団 分団

分団長 印

消 防 団 入 団 に つ い て

別紙のとおり吹田市消防団への入団の願いがあり、健康面、体力面の確認など調査を実施した結果、消防団員として適任者と認められますので、任命のお取り計らい願います。

令和 年 月 日 入団

令和 年 月 日
(年)

吹田市消防団長 様

吹田市消防団 分団

階 級

氏 名 印

年 月 日生

消 防 団 退 職 願

私は、吹田市消防団 分団の として在職中ではありますが、一身上
の都合により 年 月 日付けにて退職したく存じますので、よろ
しくお取り計らい願います。

吹田市消防団長 様

令和 年 月 日
(年)

吹田市消防団 分団

分団長 ⑩

消 防 団 員 の 退 職 に つ い て

下記の者は、 年 月 日吹田市消防団 分団の団員を拝命し、
として在職中の者であります。別紙のとおり退職の願い出がありました
ので、お取り計らい願います。

記

- 1 所属分団 分団
- 2 階 級
- 3 氏 名
- 4 生年月日 年 月 日

令和 年 月 日
(年)

吹田市消防団長 様

吹田市消防団 分団

分団長 印

消 防 団 員 の 昇 任 に つ い て (推 薦)

下記の者は、 年 月 日吹田市消防団 分団の団員を拝命
以来、団員の信望も厚く、勤務成績が良好と認められるため、 に推薦
します。御任命下さいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 所属分団 _____
- 2 階 級 _____
- 3 氏 名 _____
- 4 生年月日 _____
- 5 昇任理由 _____

令和 年 月 日
(年)

吹田市消防団長 様

吹田市消防団 分団

分団長 印

消 防 団 員 の 降 任 に つ い て

下記の者は、 年 月 日吹田市消防団 分団の団員を拝命し、 年 月 日に昇任し勤務に精励しておりましたが、このたび一身上の都合により、 に降任することで、今後の団運営の充実をはかりたく存じますので、御任命下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 所属分団 _____
- 2 階 級 _____
- 3 氏 名 _____
- 4 生年月日 _____
- 5 降任理由 _____

令和 年 月 日
(年)

休 団 届

吹田市消防団長 様

所属 _____

階級・氏名 _____ ⑩

下記の事由により、消防団活動を休団したいので承認願います。

理 由	
期 間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで

- 1 休団期間中は、報酬の支給はありません。
- 2 休団期間中は、退職報償金の算定に係る勤務年数には算出されません。
- 3 消防団の職務に復職する場合は、「復職届」を提出してください。

令和 年 月 日
(年)

復 職 届

吹田市消防団長 様

所属 _____

階級・氏名 _____ ⑩

下記の事由により、消防団活動を復職したいので承認願います。

理 由	
期 間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで

**火災のない 明るい吹田市を
築きましょう**

